

体系区分	規 程
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

# 理事会規程

一般社団法人電力需給調整力取引所



# 目 次

第1条	目的	1
第2条	構成	1
第3条	理事会の種類	1
第4条	理事会の招集	1
第5条	理事会の議事	1
第6条	議決	1
第7条	理事会の決議事項	1
第8条	理事会の議事録	3
第9条	その他	3
付則		4

(目的)

第1条 理事会に関する事項は、法令または定款に定めがある場合のほか、本規程の定めによる。

2 本規程の変更は、社員総会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(構成)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

2 代表理事は本法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 代表理事に事故あるとき、または代表理事を欠いているときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれを代務する。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。

2 定時理事会は四半期毎に1回以上開催し、臨時理事会は必要に応じて開催する。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、理事の要請により、代表理事が召集する。

2 理事会を招集するには、会日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、会議の日時場所および会議の目的たる事項を記載した通知書を発しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議事)

第5条 理事会の議長は、代表理事がこれを行う。

2 議長は、会議の開催が困難と認めるとき、または書面による審議が適当と認めるときは、会議に代え、理事に対し、期限を指定し、書面による議決を求めることができる。この場合の議決は、第6条にかかわらず、当該議決に加わることができる理事全員の賛成をもって決する（監事が異議を述べた場合を除く）。

(議決)

第6条 理事会の開催には、理事総数の過半数の理事の出席を必要とする。理事会承認は、出席理事数の過半数の賛成をもって決する。

2 理事は代理人によって、その議決権を行使することができない。

3 理事会の決議事項につき、特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。

4 前項の規定により議決に参加しない理事の数は、第1項のうち決議に係る理事の数に算入しない。

5 理事会は、必要に応じ議事に関する参考人または担当者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(理事会の決議事項)

第7条 理事会の決議事項は、法令および定款に定める事項のほか、以下のとおりとする。なお、決議事

項が個別の取引会員等に係る事項である場合は、取引会員等に所属する理事および監事はその議事に加わらないものとする。

- (1) 本規程および社員規程を含めない規程類の制定または改廃
- (2) 社員総会に提出する議事または議案
  - ア 定款の変更
  - イ 基金の増加
  - ウ 基金の返還
  - エ 取引所法人の合併、分割、解散
  - オ 理事・監事の選任または解任
  - カ 理事・監事の報酬に関する事項
  - キ 理事・監事の責任の免除・軽減に関する事項
  - ク 理事・監事の競業取引、利益相反取引の承認
  - ケ 本規程および社員規程の制定または改廃
  - コ その他理事会が必要と認めた事項
- (3) 毎年度の事業計画および年度予算
- (4) 貸借対照表、損益計算書および事業報告書
- (5) 計算書類および附属明細書
- (6) 重要な組織の設置、改廃
- (7) 重要な使用人の選任または解任
- (8) 重要な財産の処分または譲渡
- (9) 多額の借財
- (10) 重要な財産の取得、賃貸借
- (11) 重要な契約の締結、変更、または解除
- (12) 債務保証
- (13) 重要な労働条件の設定・改廃
- (14) 運営委員会の委員の選任または解任およびその報酬に関する事項
- (15) 運営委員会への諮問事項
- (16) 市場取引監視委員会の委員の選任または解任およびその報酬に関する事項
- (17) 市場取引監視委員会への諮問事項
- (18) 紛争処理委員会の委員の選任または解任およびその報酬に関する事項
- (19) 紛争処理委員会への諮問事項
- (20) 特別委員会の設置、変更および廃止
- (21) 会計監査人の報酬
- (22) 本規程に定める事項またはその他の規程における以下の事項（ア、ウ、カ、キ、クにおいて緊急の必要性に限り、代表理事または代表理事不在時は代行者が臨時的処置を行うことができる。この場合において代表理事または代表理事代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。）
  - ア 取引の停止または休止等に係る臨時的措置（休業、および取引システムの停止等を含む）
  - イ 禁止行為の決定
  - ウ 入札の制限

- エ 売買取手手数料単価の決定
- オ 商品毎の取引期間の変更
- カ 特に必要があると認められる事項のウェブサイトへの掲示およびその期間
- キ 天災地変等の場合の特別措置
- ク 規程に定めのない事項における臨機の措置
- ケ 脱退した取引会員に対する債務額が未定の場合の払戻金または交付金の留保
- コ その他理事会が必要と認めた事項

(23) 前各号のほか、本法人の業務執行にあたり必要な事項

2 代表理事は、以下の各項を理事会に報告する。

- (1) 理事会決議事項の執行経過およびその結果
- (2) 業務執行状況
- (3) その他業務に関する重要な事項

(理事会の議事録)

第8条 理事会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長および監事が記名押印する。

2 前項の議事録は、これを本法人の事務局に保管し、理事会が特に必要があると認める場合を除き、第三者に対して公開しない。

3 第5条第2項の規定による書面決議の場合は、その書面をもって第1項の議事録に替えるものとする。

(その他)

第9条 理事会の運営について、法令、定款または本規程に定めのない事項については、理事会にて決する。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以 上